

社団法人黒石市シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第1条 この安全就業基準(以下「就業基準」という。)は、社団法人黒石市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員の就業(就業途上を含む。)に伴う事故を未然に防止するため、安全に就業できる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは就業基準を遵守し、事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては次の安全心得を遵守し、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること
- (3) 服装及び履物は作業に合った動きやすいものにすること
- (4) 作業前には軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと
- (6) 作業現場は、常に整理整頓に心がけること
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと
- (8) 酒気を帯びての就業や就業中の喫煙は、絶対にしないこと
- (9) 健康には十分注意し、常に健康な状態で就業すること
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること

(安全保護具)

第4条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽(ヘルメット)を着用し、必要に応じて命綱を使用しなければならない。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際は、安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通事故の防止)

第5条 会員は、安全運転に心がけ、交通ルールを守り事故を起こさないように努めなければならない。特に、自転車及びバイクにあつては、一時停止などの安全確認が不十分な場合があるので、事故を未然に防ぐための努力を怠ってはならない。

(作業現場の確認)

第6条 会員は、就業現場の環境が、安全衛生面において安全かつ適正に処理できるか確

認し、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第 7 条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第 8 条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業をしなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し安全であることを確認し、また、定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第 9 条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は常に疲労が蓄積しないように、.休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第 1 0 条 会員は、就業途中及び作業中に事故があったとき、又は身体に異常を感じたときは、直ちに本人若しくは共同作業中の者を通じてセンターに連絡しなければならない。

(その他)

第 1 1 条 会員は、この基準に定める以外にセンターより別に指示があった場合には、その指示に従い作業に従事しなければならない。

(雑 則)

第 1 2 条 この基準の定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この基準は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は平成 1 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は平成 1 9 年 7 月 1 日から施行する。